B事業

令和５年度

GX 推進再エネ導入支援事業
（自立・分散型エネルギー設備導入支援）

≪ 補助事業の手引き ≫

第2版

一般財団法人鹿児島県環境技術協会

令和5年12月

この「令和5年度 GX 推進再エネ導入支援事業(自立・分散型エネルギー設備導入支援)≪補助事業の手引き≫」は,「令和 5 年度 GX 推進再エネ導入支援事業(自立・分散型エネルギー設備導入支援)補助金交付要綱(以下「要綱」という。)」とあわせてご利用ください。
要綱及びこの手引きは,随時改訂されますので,申請時点において最新のものであるかWEBページで確認のうえでご利用ください。

― 目　次 ―

補助金の応募をされる皆様へ 4

1. 留意事項 4
2. 補助金の目的と性格 4
3. 公募の期間及び対象 4
4. 補助金交付額の算定 10
6. 応募に当たっての留意事項 15

1.交付申請から補助金受領後までの手続きの流れ 16

2.交付申請 19

2−1　交付申請書の作成 19
2−2　交付申請書提出方法 21
2−3　補助対象経費 22

3. 事業実施期間中の留意事項（実績報告に向けての留意事項） 23

3−1　事業内容等の変更 23
3−2　契約先の選定方法 24
3−3　競争なしでの業者選定 28

4.実績報告書 29

4−1　実績報告書の作成 29
4−2　調達行為に係る根拠書類 31
4−3　領収書等支払いを証する書類 32
4−4　実績報告書の提出方法 33

5. 補助金の交付 34

5−1　補助金の額の確定 34
5−2　支払 34
6−1　区分経理と帳簿・根拠書類 35
6−2　協会における現地検査 35
6−3　証拠書類等の保管義務 36
6−4　導入設備の利用実績の報告義務 36

7. 財産処分の手続き 37

7−1 処分を制限された取得財産等の処分 37
7−2 処分をする場合の手続きと注意事項 37
7−3 取得財産等の譲渡 38
7−4 取得財産等の廃棄 38
7−5 取得財産等の移設 38

8.参考資料 39

8−1 日本標準産業分類 中分類コード 39

問い合わせ先と協会ホームページのご案内

1. 問い合わせ先

　問い合わせ内容を正確に把握するため，原則として電子メールのご利用をお願いします。その際，メール件名を「令和 5 年度 GX 推進再エネ導入支援事業（自立・分散型エネルギー設備導入支援）」に関する問い合わせとしてください。

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会
総務部 環境企画・普及課
E-mail：hojyo@kagoshima-env.or.jp

〒891−0132 鹿児島県鹿児島市七ツ島一丁目1番地5
電話 099−202−0128

2. 協会ホームページ(https://www.kagoshima-env.or.jp/)では『令和5年度GX推進再エネ導入支援事業自立・分散型エネルギー設備導入支援』のページを設けています。補助金交付要綱，補助金申請の手引き，申請書等の様式は，クリックして進むページに掲載しています。鹿児島県環境技術協会で検索してください。

　ホームページ トップ画面の上部にある『鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター（補助金はこちら）のボタン』から利用いただけます。

補助金の応募をされる皆様へ

1. 留意事項

本補助金は，公的資金である国庫補助金を財源としていますので，適正な利用が強く求められています。そこで，本補助金の執行は，以下の法律等の規程に則って適正に行っていただく必要があります。

・鹿児島県補助金等交付規則（昭和 63 年鹿児島県規則第1号）
・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱
・令和 5 年度 GX 推進再エネ導入支援事業（自立・分散型エネルギー設備導入支援）補助金交付要綱（以下「交付要綱」）

万一，これらの法律，規則等が守られない場合は，刑事罰，補助金の返還命令や加算金の納付等が課せられます。また，事業完了後においても，補助事業の効果が発現していないと判断される場合には，補助金返還などを求めることがありますので，これらの点について十分にご理解いただいた上で，応募してください。

2. 補助金の目的と性格

鹿児島県は経済・社会，産業構造改革に対応できるようGXへの理解を深め，CO2 フリーなエネルギー消費への転換を推進する観点から，再生可能エネルギーの導入促進を図るため，自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入を行う県内中小事業者等に対して補助を行います。

3. 公募の期間及び対象

（1）公募期間

令和5年6月1日（木）～12月22日（金）（当初の11月30日（木）から延長しています。）

予算がなくなり次第，受付を終了いたします。なお、令和 6 年 1 月 31 日（水）までに事業が完了するものに限ります。

（2）対象事業の基本的要件

ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
イ 申請内容に，事業内容・事業効果・予算措置・経費内訳等が明確な根拠に基づき示されていること。

（3）対象事業の要件

ア 補助金の交付の対象とする事業及び交付額

・自家消費型太陽光発電設備，及びそれに付帯する蓄電池の導入が対象となります。補助対象設備毎の補助金交付額，要件，定義が定められています。
・補助事業において，補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合，補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは，調達先の選定方法如何に関わらず，補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。そこで，補助金交付額の算定にあたっては，所定の方法により利益等排除を行う必要があります。

イ 補助対象者

・県内に事業所を置く法人その他の団体（国，地方公共団体，独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が 50%を超えるものを除く。）及び県内の住所地，居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者。

●中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第2条に準じ，別表第1に規定する者

●中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体

●一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって，中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

●医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する法人

●社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する法人

●特別法の規定に基づき設立された協同組合等

●青色申告を行っている個人事業主

●その他一般財団法人 鹿児島県環境技術協会が適当であると認める者

・県内に事業所があり，その事業所への設備導入であれば，本社が県外であってもかまいません。また，県内法人等の施設への導入であれば，県外のリース会社等の申請でもかまいません。

・鹿児島県税に未納がないこと，代表者，役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第2条に規定する暴力団，暴力団員，暴力団員等及び暴力団関係者でないことが必要です。

別表第1 中小事業者等の要件（第2条関係）

業種		資本金基準	従業員基準
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員
①	製造業，建設業，運輸業，その他（ゴム製品製造業除く。）	3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②	卸売業	1億円以下	100人以下
③	小売業	5千万円以下	50人以下
④	サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

・県内に事業所があり，その事業所への設備導入であれば，本社が県外であってもかまいません。また，県内法人等の施設への導入であれば，県外のリース会社等の申請でもかまいません。

・鹿児島県税に未納がないこと，代表者，役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第2条に規定する暴力団，暴力団員，暴力団員等及び暴力団関係者でないことが必要です。

ウ 申請者

・補助対象者

・リース又はオンサイトPPAによる導入の場合は，リース会社又はPPA事業者

※リースまたはオンサイトPPAによる導入の場合は，需要家は補助対象者の条件を満たす必要がありますが，リース会社又はPPA事業者は補助対象者の要件を満たす必要はありません。ただし，県税の納税証明書は必要です。

エ 補助対象設備

・補助金の交付の対象となる設備及び補助率は別表第2に示す自家消費型太陽光発電設備，及びそれに付帯する蓄電池です。**太陽光発電設備単体での申請も可能です。**

別表第2 補助対象設備等（第4条関係）

補助対象設備 種類	補助対象経費	補助率 （上限）
(ア)自家消費型太陽光発電設備	・工事費 ・設備費 ・業務費 （別表第3）	5万円/kW(上限200kW) ※1
(イ)蓄電池 ((ア)の太陽光発電設備の付帯設備であること)		蓄電池の価格(円/kW)の1/3 ※2 （上限 家庭用蓄電池:5.1万円/kWh（工事費込み・税抜き） 業務用蓄電池:6.3万円/kWh（工事費込み・税抜き） ただし，750万円を超えた場合は，750万円を交付額とする。）

※1 太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い値（小数点以下切り捨て）に乗じて算出

※2 蓄電池容量（定格容量）（小数点以下切り捨て）を用いて算出

※自家消費型太陽光発電設備とは，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号（以下「再エネ特措法」という。））第9条第4項に基づく，固定価格買取制度（以下「FIT」という）又はFeed in Premium制度（以下「FIP」という。）の認定を取得せず自家消費を目的とした太陽光発電設備をいう。

※家庭用蓄電池とは，4,800Ah・セル未満の蓄電池をいう。

※業務用蓄電池とは，4,800Ah・セル以上の蓄電池をいう。

オ 補助対象経費

・補助金の交付の対象となる経費は別表第3に示す各項目です。

別表第 3 補助対象経費（第4条関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい，これに要する運搬費，保管料を含むものとする。この材料単価は，建設物価（建設物価調査会編），積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ，事業の実施の時期，地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は，毎年度農林水産，国土交通の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として，事業の実施の時期，地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり，次の費用をいう。 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）， ② 水道，光熱，電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用量及び用水使用量）， ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費，労務費を除く。）， ④ 負担金（事業を行うために必要な経費を契約，協定等に基づき負担する経費）
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって，次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬，移動にようする費用 ② 準備，片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通管理，安全施設に要する費用

		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって，労務管理費，水道光熱費，消耗品費，通信交通費その他に要する費用をいい，類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な緒給与，決定福利費，修繕維持費，事務用品費，通品交通費をいい，類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事に付随する直接必要な工事に要する必要最低限度の範囲で，経費の策定方法は本工事費に準じて算出すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用，小運搬用その他工事用機械器具の購入，借料，運搬，据え付け，撤去，修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査，測量，基本設計，実施設計，工事管理及び試験に要する経費をいう。また，地方公共団体が直接，調査，測量，基本設計，実施設計，工事管理及び試験を行う場合において，これに要する材料費，労務費，労務者保険料等の費用をいい，請負又は委託により調査，測量，基本設計，実施設計，工事管理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬，調整，据付け等に要する費用をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器，設備又はシステム等に係る調査，設計，製作，試験及び検証に要する経費をいう。また，地方公共団体が直接，調査，設計，製作，試験及び検証を行う場合において，これに要する材料費，人件費，水道光熱費，消耗品費，通信交通費その他に要する費用をいい，請負又は委託により調査，設計，製作，試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 PPA 契約やリース契約等により実施される場合，事業を行うために直接必要な需用費，役務費，委託料，使用量及び賃借料を含むものとする。

カ 補助事業期間

・補助事業の実施期間は，交付決定日から事業完了日まで〔最終期限は令和６年１月31日（水）〕とします。単年度事業のため，原則としてこの期間外に開始もしくは完了した事業は補助対象外となります。

ただし，令和５年４月28日以降の事業着手で，早期に着手しなければならない理由がある場合は，補助対象とする場合があります。この場合，交付決定前に事業完了（納品，検収，支払等を実施）していないことが絶対条件です。

事前着手する場合は，十分な工期確保のために早期着手が必要な場合等，やむを得ない理由がある場合に限るので，工程表，又はメーカーに納期確認した根拠資料（メール等）を申請書に添付してください。

［事業の着手日］

着手日とは，補助事業において最初に購入または工事等の契約を締結する日を指します。

［事業の完了日］

完了日とは，補助事業において納品，工事の完了，検収および費用の支払いが最終完了する日を指します。

（注）完了すべき対象は，当該年度の補助事業を構成する工事等すべてとなります。補助対象経費であるか否かは関係ありません。

4. 補助金交付額の算定

・補助金交付額の算定は以下の表により行うものとします。

・補助対象事業に対する国や市町村の補助金を受けるものは補助対象外です。

・消費税抜きで算定し，千円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとします。

・補助対象経費の一部が寄付金その他の収入によって賄われる場合は，算定した補助金交付額から寄附金その他の収入分を差し引いて申請してください。

・自社及び関連会社からの調達品があるときは別表第 4 により利益排除が必要です。

算定方法
1.自家消費型太陽光発電設備
① 太陽光発電設備の補助金額は，太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い値（小数点以下切り捨て）に，1kW につき5万円を乗じて算出します。 ② 太陽光発電設備については，補助金交付額が 1000 万円を超えた場合は 1000 万円を補助金交付額とします。
2.蓄電池
① 蓄電池の補助率を，蓄電池の価格(円/kW)に 1/3 を乗じて算出します。 ② ①で算出した補助率に蓄電池の容量（定格容量）（小数点以下切り捨て）を乗じて補助金額を算出します。 ③ 蓄電池容量（定格容量）（小数点以下切り捨て）に，家庭用蓄電池については1kWh につき5.1万円，業務用蓄電池については1kWh につき6.3万円を乗じて上限を算出します。 ④ 蓄電池については補助金交付額が③の金額を超えた場合は③の金額を交付額とします。ただし，750万円を超えた場合は，750万円を補助金交付額とします。

別表第5 利益等排除の方法

1 利益等排除の対象補助事業者が以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合，いわゆる下請会社の場合も含む。)は，利益等排除の対象となる。

利益等排除の対象範囲には，財務諸表等規則第8条で定義されている親会社，子会社，関連会社及び関係会社が含まれる。

(1) 補助事業者自身

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業

(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)

2 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

当該調達製品の製造原価をもって補助対象経費とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は，取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は，調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3)補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合，取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は，調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

※「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については，調達品に対する経費であることを証明する資料の提出を行う。

5. 補助金交付の条件

以下の補助の要件を満たしていることが必要です。

1 共通の要件
(1) 県内の事業所に導入する設備であること。 (2) 導入する設備は,商用化され,導入実績があるものであること。 (3) 中古設備ではないこと。 (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 (5) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。 (6) 設備の耐用年数が経過するまでの間,J クレジット制度への登録を行わないこと。 (7) 国や地方自治体から他の補助金を受けて実施する場合は,対象外とする。 (8) 補助対象施設を設置する土地,建物は,補助事業者の所有である,または土地,建物の所有者から設備を設置することの許諾を得ていること。 (9) 原則として交付決定後に着手すること。ただし,令和 5 年 4 月 28 日以降に事業着手したもので,早期に着手しなければならない理由がある場合は,交付決定前の事前着手であっても補助の対象とすることができる。この場合でも,交付決定日前に事業が完了(納品,検収,支払等を実施)しているものについては,補助の対象とはならない。 (10)発電量及び発電量に占める自家消費量が明確に算定できるようにすること。そのために必要な積算電力量計など,適切に電力を計測する機器を備えること。既設の太陽光発電設備に本事業を活用して発電設備を増設する場合は,本事業により導入した設備の発電量とその中に占める自家消費量が計測できるようにすること。 (11) オンサイト PPA の場合,PPA 事業者(需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。)に対して補助金が交付された上で,補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 (12) リース契約の場合,リース事業者に対して補助金が交付された上で,補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には,所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより,法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 (13) 本事業によって得られる環境価値のうち,需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 (14) 申請者(リースの場合はリースを受けるリース使用者)は,鹿児島県の求めに応じて設備の利用状況に関するアンケート調査等に回答すること。 (15) その他必要に応じて事務局が定めること。

2 太陽光発電設備の要件
(1) 次の,(a)(b)のいずれかを満たすこと (a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を,当該再エネ発電設備で発電する電力量の 50%以上とすること。 (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を,自営線により当該需要家に供給して消費すること。 (2) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし,専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。)。特に,次の(a)～(l)をすべて遵守していること。 (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに,地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 (b) 関係法令及び条例の規定に従い,土地開発等の設計・施工を行うこと。 (c) 防災,環境保全,景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 (d) 一の場所において,設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。 (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合,発電設備を囲う柵塀を設置するとともに,柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(補助対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号,保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号,運転開始年月日,「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。ただし,屋根置きの場合には,省略可能とする。 (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務,立入検査,報告徴収に対する資料の提出に対応するため,発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し,適切な方法で管理及び保存すること。 (g) 設備の設置後,適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは,適切な方法により協力すること。 (i) 防災,環境保全,景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合,適切な対策を講じ,災害防止や自然破壊,近隣への配慮を行うよう努めること。 (j) 交付対象設備を処分する際は,関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。 (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合, 交付 対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について,「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に,必要な経費を算定し,積立等の方法により確保する計画を策定し,その計画に従い適切な経費の積立等を行い,発電事業の終了時において,適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合,災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険,第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

3 蓄電池の要件(業務用・家庭用共通)
(1) 上記の要件を全て満たす太陽光発電設備の付帯設備であること。 (2) 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり,平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 (3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
3-1 業務用蓄電池(4,800Ah・セル以上):(4),(5)を満たすこと
(4) 19 万円/kwh(工事費込み・税抜き)以下の蓄電システムであること。 (5) 各市町村の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。
3-2 家庭用蓄電池(4,800Ah・セル未満):(6)~(12)の全てを満たすこと
(6) 15.5 万円/kwh(工事費込み・税抜き)以下の蓄電システムであること。 (7) 蓄電池パッケージ (a) 蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり,蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は,JEM 規格で定義された初期実効容量のうち,計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 (8) 性能表示基準 初期実効容量,定格出力,出力可能時間,保有期間,廃棄方法,アフターサービス等について,所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (a) 初期実効容量 製造業者が指定する,工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については,一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること) (b) 定格出力 定格出力とは,蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W,kW,MW のいずれかとする。 (c) 出力可能時間の例示 ① 複数の運転モードをもち,各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合,出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは,蓄電システムを指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として,代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は,出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W,kW,MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし,出力可能時間が 10 分未満の場合は,1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は,5 分刻みの切り捨てとする。また,運転モード等により出力可能時間が異なる場合は,運転モード等を明確にすること。ただし,蓄電システムの運転に当たって,補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては,その電力の合計も併せて記載すること。単位は W,kW,MW のいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間,適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄,又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては,蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては,当社担当窓口へご連絡ください」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について,登録対象機器の添付書類に明記されていること。

(9) 蓄電池部安全基準

(a) リチウムイオン蓄電池部の場合,蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。

※平成 28 年 3 月末までに,平成 26 年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011(一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合,「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

(b) リチウムイオン蓄電池部以外の場合,蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第ニのニ」に記載の規格に準拠したものであること。

(10) 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(a) 蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠したものであること。

※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

※平成 28 年 3 月末までに,平成 26 年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合,「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

(11) 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は,第三者認証機関の製品審査により,「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は,電気用品安全法国内登録検査機関であること,かつ,IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

(12) 保証期間

(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し,自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は,単電池の定格容量,単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

6. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合，事実と異なる内容を記載した場合は，交付決定の取り消し，補助金の返還等の措置をとることがあります。

特に，自家消費割合が 50%を下回っていた場合など補助金の条件等に違反した場合は，交付決定の取り消し，補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な，補助対象設備等に記載の補助対象経費に示すもののうち，協会が承認した経費であり，当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。基本的に本体及びその付属品（モニターなど，取り外しても基本的な機能が損なわれないものは補助対象外です。）を導入するために要する費用とします。

(3) 補助対象経費と認められない事例

以下の経費は，補助対象とは認められませんので，ご注意ください。

・補助金の交付決定前に生じた経費。ただし，令和 5 年 4 月 28 日以降に事業着手したもので，早期に着手しなければならない理由がある場合は，補助対象とする場合があります。この場合であっても，交付決定前に事業完了（納品，検収，支払等を実施）した事業は補助対象外とします。

・事業の実施に関連性のない経費等

・土地や建物の取得や賃貸に要する費用

(4) 取組の評価・検証のための情報提供等の協力

本補助事業の実施内容・成果については，再生可能エネルギーの持続的な活用を通して鹿児島県のカーボンニュートラル達成に向けた地域の脱炭素化が期待されることから，取組の評価・検証及び地域展開のための広報活動に係る情報提供等について，鹿児島県からの要請があった際にはご協力をお願いします。

Ⅰ.交付申請から補助金受領後までの手続きの流れ

交付申請から補助金受領後までの手続きは、以下のような流れになります。

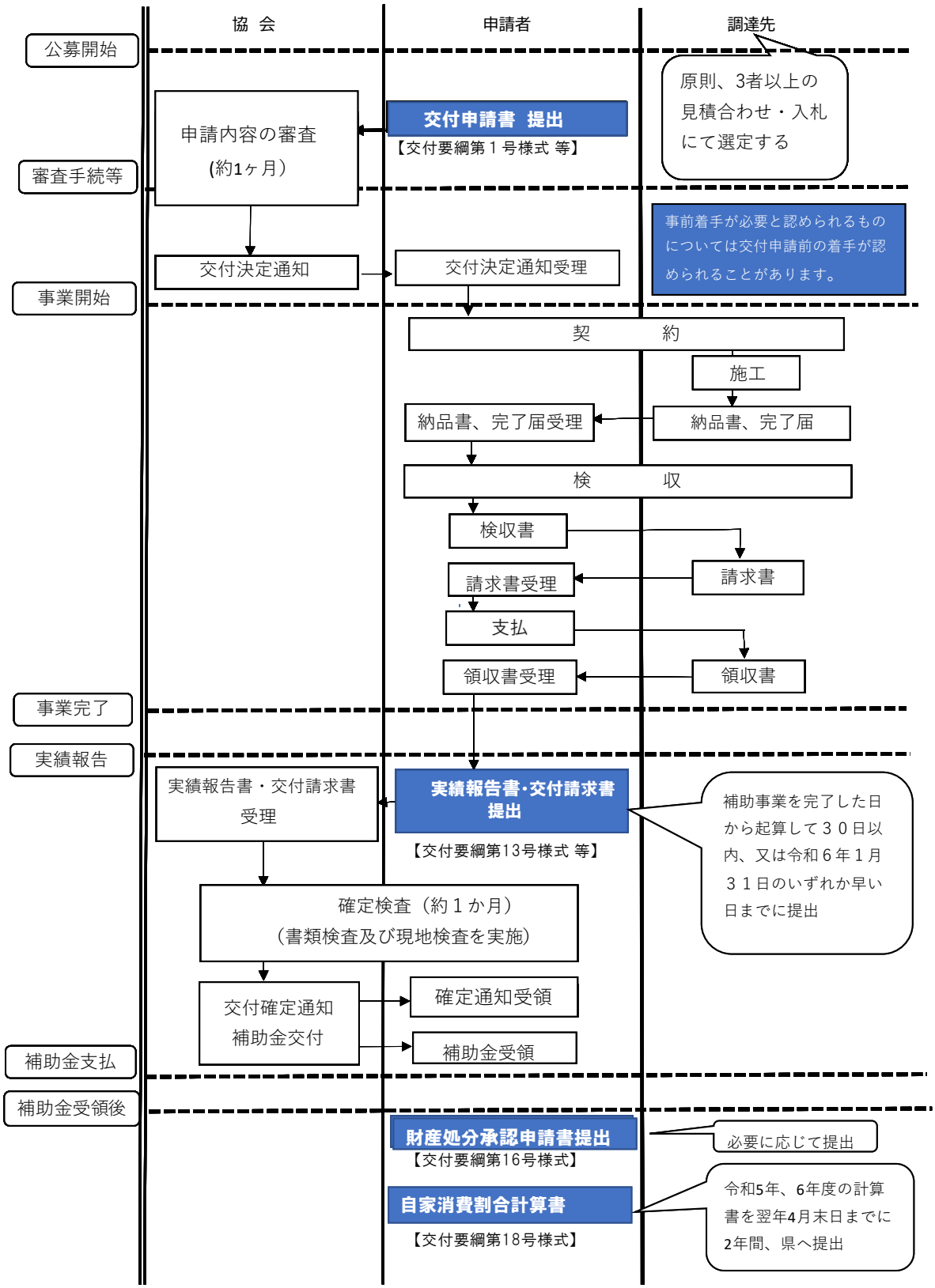

1.補助事業の考え方

補助事業は契約単位です。補助事業の契約に含まれるものは補助対象外の工事でも事業に含まれ，事業期間内に完了しなければ補助金は交付されません。

補助事業に関連する工事でも，補助対象を含まない契約は，補助事業外となりますので，交付申請書に記載しません。

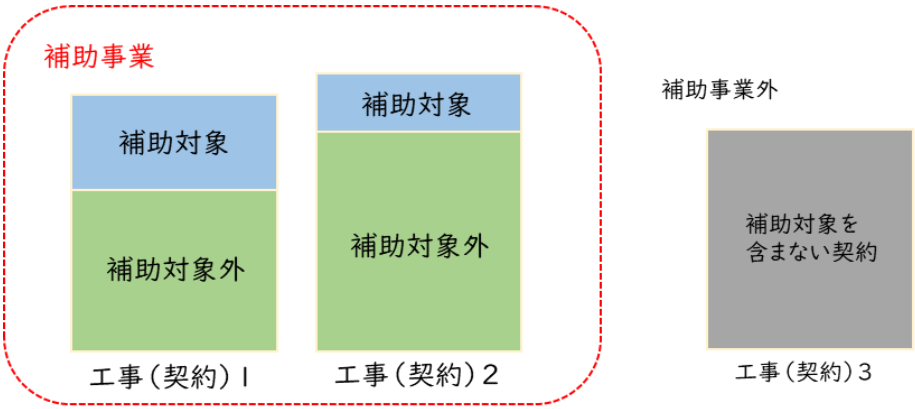

2.補助事業の開始

本補助事業は令和5年 12 月 22 日（金）（当初の 11 月 30 日（木）から受付期間を延長しています。）までに交付申請する必要があります。

・原則として事業開始日は，交付決定日（交付決定日を含む）以降であることが条件です。

以下のうち最も早い日が事業開始日となります。

補助事業において購入，工事等の契約を締結する日

調達先との契約・発注は，原則交付決定日以降（交付決定日を含む。）に行ってください。

交付決定前に契約・発注を行った場合は，補助対象外となります。

※ただし，令和 5 年 4 月 28 日以降に事業着手したもので，早期に着手しなければならない理由がある場合は補助対象とする場合があります。この場合，交付決定前に事業完了（納品，検収，支払等を実施）していないことが絶対条件です。

3.補助事業の終了

本補助事業は令和6年1月31日（水）までに事業が完了する必要があります。この期間に間に合わない事業については，補助対象とはならず，補助金の交付はできません。

・事業完了日は，令和6年1月31日以前であることが，絶対条件です。

以下のうち最も遅い日が事業完了日となります。

契約書・注文請書に基づく調達における検収日／調達等における支払日

実績報告の不備等により，交付請求書の提出期限である令和6年1月31日（水）までに交付額を確定できなかった場合も，補助金の交付はできません。

4.補助事業完了後の手続き

1）実績報告書と交付請求書の提出（補助事業者⇒協会）

2）協会における審査

3）交付額の確定

※1）から3）の手続きを経て補助金が交付されますので，期限を超えることがないようにスケジュール管理に

は十分注意してください。

※申請・報告については，提出期限にかかわらず，1日でも早い提出をお願いいたします。

4）財産処分承認申請書（該当する補助事業者のみ）

2.交付申請

2－1　交付申請書の作成

補助事業者は，以下の書類等を作成し協会に提出してください。各様式は，協会ホームページ(https://www.kagoshima-env.or.jp/kccca/renewable-energy/)よりダウンロードしてください。

1．書類：2部　（フラットファイルに綴じて提出）
提出書類チェックリスト（交付申請用）に従って準備してください。

【交付要綱第5条関係】
・第1号様式　補助金交付申請書
・第2号様式　事業計画書
・第3号様式　収支予算書
・その他

2．上記を保存したCD-R等電子媒体1枚
・各様式は原則としてWord及びExcelファイルで保存してください。

<提出書類チェックリスト（交付申請用）>
・申請書類一式は，このチェックリストの順番に並べてください。

※設備を導入する施設（事業所）が同一の場合は，当年度内に申請できるのは原則として1回までとします。設備を導入する施設（事業所）が異なる場合は，同一事業者で複数回の申請することが可能です。

※複数施設（事業所）に渡り導入する設備の所有者たる申請者が同一の場合，まとめて申請することは可能です。その場合，交付要綱第1号様式は同一でよいですが，提出書類チェックリスト，交付要綱第2，3号様式及びその他の資料等は施設（事業所）毎に書類を作成の上，それぞれでフラットファイルに綴じて提出してください。ただし，法人の現在事項全部証明書等の証明書類等については，原本が1部以上あれば，他は写しでも構いません。

提出書類チェックリスト（交付申請用）

No.	提出書類	法人等事業者	個人事業者
1	提出書類チェックリスト（本紙）	○	○
2	交付申請書（第1号様式）	○	○
3	事業計画書（第2号様式）	○	○
4	収支予算書（第3号様式）	○	○
5	県税の納税証明書（発行から3箇月以内の原本，県税の滞納がないことを証明するもの）	○ 注1	○ 注1
6	手続代行者届出書（第19号様式）	△	△
7	現在事項（または履歴事項）全部証明書（発行から3箇月以内の原本）	○ 注1	○ 注1
	直近年度の青色申告の受理済み申請書	－	○ 注2
	身分証（免許証等の写し）	－	○ 注2
8	発電設備を設置する建物の全部事項証明書（発行から3箇月以内の原本） (建物に関係しない場合は除く)	△	△
9	発電設備を設置する土地の全部事項証明書（発行から3箇月以内の原本）	○	○
10	申請者と設置場所の土地・建物の所有者が異なる場合 （土地・建物の利用に関する許諾書）	△	△
11	カタログ等(導入設備の仕様・性能が判断できるもの)	○ 注3	○ 注3
12	契約先の選定理由書（契約先選定を競争的手段によらない場合）	△ 注4	△ 注4
13	見積依頼書・仕様書	○	○
14	見積書（設備及び工事）内訳書も必要（蓄電池の場合は原則として3者以上の見積，太陽光のみの場合は3者見積不要。）	○	○
15	設置又は定置予定場所の写真	○	○
16	設置場所見取図 〔住宅地図等〕	○	○
17	平面図 〔敷地内の配置図・位置図〕 （20kW以上の場合柵・塀，標識の設置位置を示すこと，屋根おきの場合は不要）	○	○
18	電気系統図（単線結線図など）	○	○
19	配線ルート図（平面図上の配線ルートに，立ち上がり・立ち下り部分の長さ，ケーブルの規格等を記載）	○	○
20	早期に着手しなければなrない理由の根拠（行程表，又はメーカーに納期確認した資料等）	△	△
21	貸与料金算定根拠明細書（リース契約等の場合）	△	△
22	PPA料金計算書（PPA契約の場合）	△	△
23	年間の消費電力量がわかる書類	○	○
24	自社又は資本関係にある会社から調達する場合 （利益等排除申告，資本関係を証する書類等）	△	△

○：提出が必要なもの　△：必要に応じて提出するもの

注1　リース契約（PPA契約）の場合は，リース事業者（PPA事業者）及び使用者の両者の書類が必要

注2　運転免許書，マイナンバーカードの写しなど，申請者本人を特定できるもの

注3　4,800Ah・セル以上の蓄電池の場合は，仕様，性能に加え，安全基準・保証期間が分かるもの

注4　太陽光発電のみの場合は，1者以上の見積書に基づいた契約手続きであっても可とし選定理由書の提出は不要

2−2 交付申請書提出方法

1.施設単位にフラットファイルに綴じた紙媒体で2部を提出してください。証明書類等は原本が1部以上必要です。

2.紙媒体で提出する全ての書類のWord及びExcelファイルをCD−RまたはDVD−Rに保存し，1部提出してください。

<提出期限>

令和5年12月22日（金） 消印有効（消印等により発送日を確認します。）〔当初の令和5年11月30日から提出期限を延長しています。〕

受付期間を過ぎた後に到着した書類は， 受理できませんのでご注意ください。

<書類の取り扱い>

原則，提出書類は返却いたしません。

差し替え，不採択，取り下げとなった場合で，当初提出いただいた書類の返却が必要な方は，差替え時等にその旨をご連絡のうえ，返送用封筒を送付してください。

ご連絡のない場合は協会にて処分させていただきます。

<交付決定までに要する日数>

交付の決定を行うまでの標準的な期間は約1ヶ月としていますが，書類不備により修正等が発生した場合は，この限りではありません。

交付決定日は交付申請書類の整備状況に大きく左右されますので，ご留意願います。

<提出方法>

交付申請書は，持込提出はお控え頂き，発送・到着の記録が残る宅配便又は簡易書留等の郵送によりご提出ください。郵送物の混在を防ぐため，以下のご協力をお願いいたします。

※協会への到着日を受付日としますが，書類に不備があった場合は受付ができません。差し替えなどにより必要な書類が完備された時点で受付となります。この時点で予算がなくなっていた場合は，受付ができないこととなります。

※交付申請書類はフラットファイルに綴じてください。

※フラットファイルの背表紙及び表紙には，「令和5年度GX推進再エネ導入支援事業（自立・分散型エネルギー設備導入支援）」を記載してください。

※送付の際は紙や電子媒体が破損・汚損しないように保護してください。

※宛名面に以下①②を朱書きで明記してください。

①令和年度GX推進再エネ導入支援事業（自立・分散型エネルギー設備導入支援）

②申請者名

【宛名面記載例】
〒891-0132
鹿児島県鹿児島市七ツ島1丁目1番地5
一般財団法人鹿児島県環境技術協会 環境企画・普及課 宛
令和5年度GX推進再エネ導入支援事業（自立・分散型エネルギー設備導入支援）交付申請書 在中
申請者名：〇〇

2−3 補助対象経費

<経費計上の考え方>

補助対象となる経費は，以下の全ての要件を満たす必要があります。

・交付要綱第4条別表第2，3に定めるものであること。

・交付申請書又は補助金変更申請書に記載され，協会に承認された経費であること。

・補助対象期間内に執行された経費であること。

・必要な証拠書類がすべて揃っていること。

※原則交付決定日より前に契約（発注）した費用は，補助対象経費とは認められません。ただし，令和5年4月28日以降に事業着手したもので，早期に着手しなければならない理由がある場合は補助対象とする場合があります。この場合，交付決定前に事業完了（納品，検収，支払等を実施）していないことが絶対条件です。

「検収」とは，調達内容が発注した内容に適合するか否かを検査する行為をいいます。
補助事業完了後に提出いただく実績報告書には，当該補助事業に要した経費の支払が完了したことを証明する領収書等を添付する必要があります。

補助事業は，公的な資金を用いて行われることからその経費の妥当性について厳しく精査されます。委託業者等からの見積取得にあたっては，「一式」ではなく，数量に具体的な単価を掛けたものとし，その金額の根拠が明らかになるように見積書の作成を依頼してください。内訳が不明確な見積書が添付されていた場合は，協会から見積の再取得を指示することになります。

3. 事業実施期間中の留意事項（実績報告に向けての留意事項）

3－1 事業内容等の変更

※補助事業の内容に変更が生じる可能性がある場合は，必ず事前に協会担当者までご相談ください。
相談いただいた変更内容に応じて，対応方法等について提示させていただきます。

例）
1 事業内容に変更が生じる場合
2 経費の内訳に変更が発生する場合
3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合 など

※変更内容によっては補助対象とならなくなる場合があります。
些細な変更であっても必ず事前に協会担当者までご連絡ください。

※変更が発生する場合は，以下の手続きを行っていただきます。ただし，以下に該当しない軽微な変更の場合は，軽微変更理由書の提出をもって代えることがあります。

＜補助事業の内容等の変更（交付要綱第9条第1項）＞

以下に掲げる事項に該当する場合は，交付要綱第 9 条に定める手続により，あらかじめ変更交付承認申請書を協会に提出し，その承認を受けなければなりません。交付決定金額の増額変更は認められません。

(1) 補助対象経費で20パーセントを超える増減
(2) 実施箇所の変更及び補助対象設備の主要構造又は主要機能の大幅な変更

上記に該当する場合，補助事業者は協会の変更の承認を受ける前に補助事業の執行を行うことはできませんので，ご注意ください。

3−2 契約先の選定方法

原則として役務の調達に当たっては，競争性をもった業者選定，価格決定が必要となり，入札又は三者以上の見積が求められます。補助事業者が補助対象事業を発注する場合は，経済性を確保する観点から競争入札，三者以上による見積合わせ，プロポーザルやコンペを実施するなど競争原理を用いた適正な契約行ってください。単に利便性などで特定の業者を選定することがないよう，競争性・透明性が確保された発注・契約の実施に十分留意してください。

ただし，太陽光発電設備のみの調達を行う場合は，1者以上の見積書に基づいた契約手続きであっても可とします。

なお，競争入札や三者見積り合わせの実施が補助事業の遂行上著しく困難または不適当である場合は，その客観的理由等を記入した選定理由書を協会に提出し，協会の事前了解を得ることが必要になります。

◆見積合わせに係る留意点

<見積依頼書・仕様書>

見積依頼書・仕様書は，原則，補助事業者の内部規程に基づく書式を使用し作成してください。また，依頼日，依頼者を明確にして，正式な見積依頼書であることを証するため，依頼者の名称及び連絡先などが記入されていることを確認してください。

［留意点］

・見積依頼書・仕様書は，実施計画書の内容と整合しており，選定に必要な条件が記載されているか。
・見積依頼は月日の証拠が残る形で行っているか。電話や口頭によるものは不可です。
・見積依頼書・仕様書は，すべての依頼先に同じ内容・手段で提示されているか。

<見積書>

三者以上から入手した見積書について，見積依頼書・仕様書にて求めている内容に過不足がないか確認を行い，差異がある場合は揃うまで再見積を行ってください。

［留意点］

・必要な内容，数等が，適切な費目で正確に計上されているか。基本的に内訳が記入されていない見積書は不可です。（一式という記載は認められません）
・見積金額が妥当か。
・納期，支払い条件等契約上必要な要件が明確にされているか。
・採用見積書と不採用見積書で，各費目・区分の比較ができるか。
・採用見積書だけが詳細な見積書で，不採用見積書が概算見積となっていないか。
・見積書に値引きの項目を設けず値引きは各物品ごとに振り分ける
・申請時点において，見積書の有効期間内であること

※ 契約の都合上，補助対象経費以外を含めて契約を行う場合，切り分けができていない見積書は全額補助対象外とします。

<三者以上の見積書提出を受けての業者選定の場合に必要な書類>

調達ルールに則り，必要な手続きに基づき執行するとともに書類を整備してください。

<例>

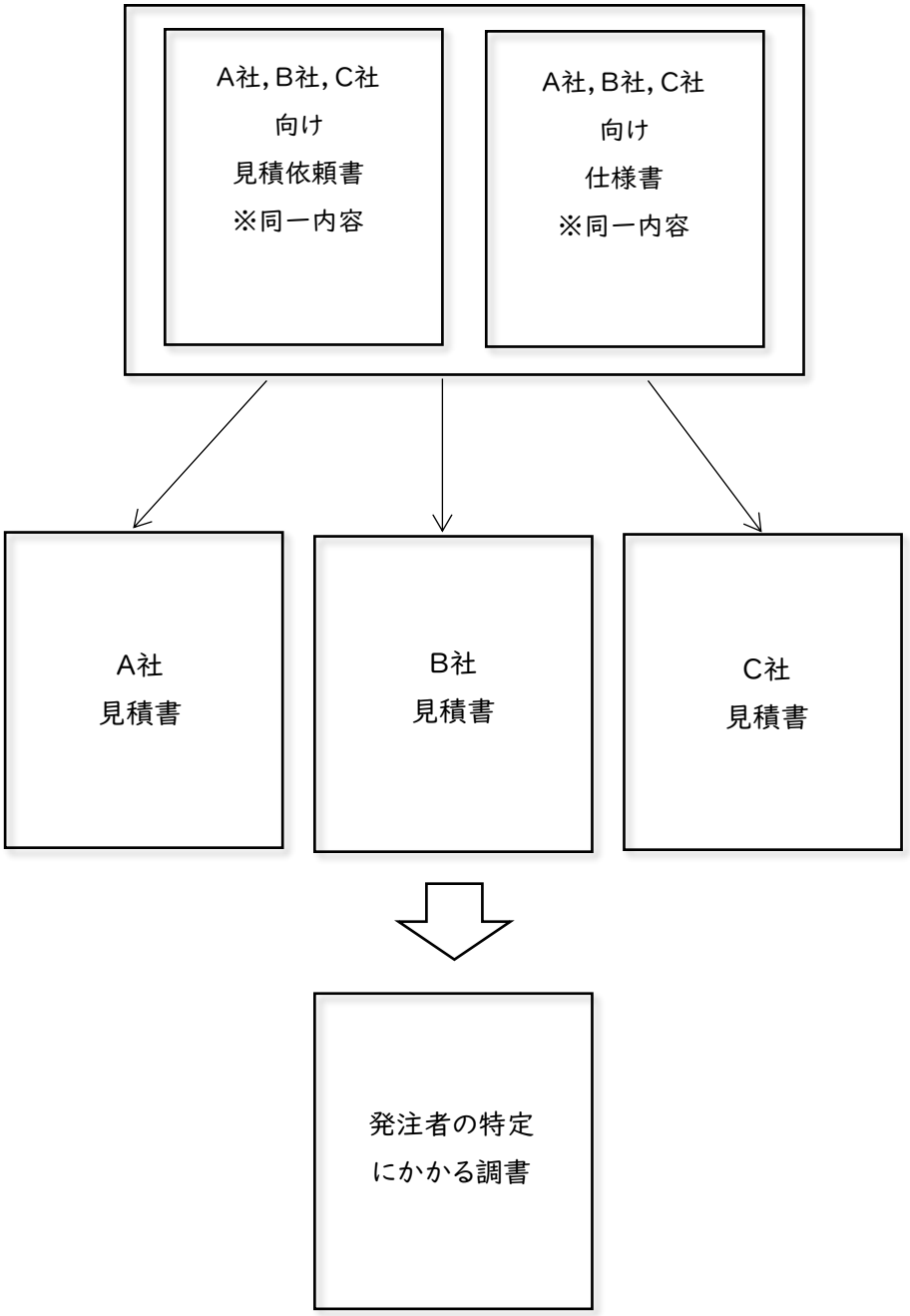

※ 見積辞退があった場合は原則これを除いて三者以上となるよう対応する

※ 事業完了後に提出いただく実績報告書には，同条件で依頼した見積依頼書及び，採用・不採用の見積書等，業者選定の経緯がわかる資料を必ず添付してください。必要に応じ，調達規程・手順書等を提出していただきます。

※ 実績報告の際の見積書及び内訳に記載された金額と，第2号様式収支予算書の費目ごとの金額の関係が確認できるようにしてください。

<競争入札による選定の場合に必要な書類>

団体の入札ルールに則り，必要な手続きに基づき執行するとともに書類を整備してください。

<例>

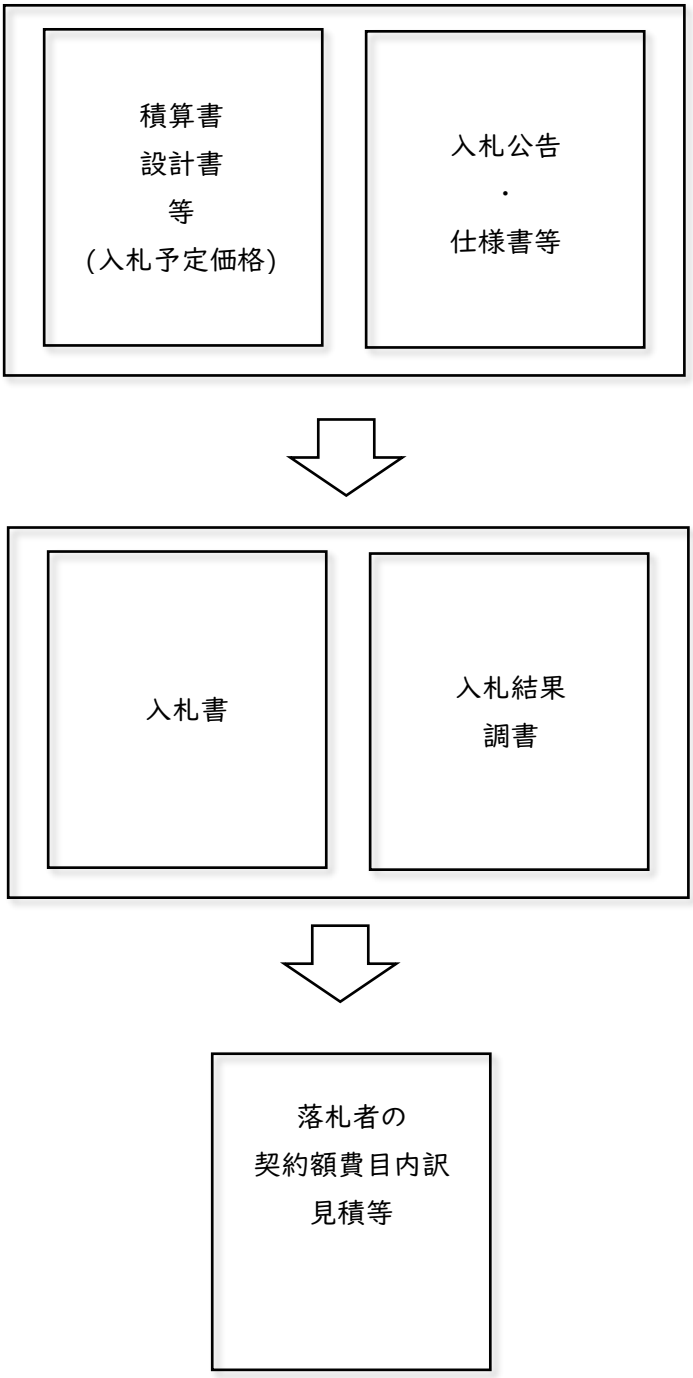

※ 指名競争入札の場合は，指名通知

※ 指名競争入札で辞退があった場合は，辞退届

※ 入札の一連の流れが分かる資料を添付してください（事業名，入札日，開札日，入札業者，入札金額，落札した内容等）。必要に応じ，入札規程等を提出してください。

※ 実績報告の際の見積書及び内訳に記載された金額と，第2号様式収支予算書の費目ごとの金額の関係が確認できるようにしてください。

※ 一般競争入札の場合，結果応札が1社であっても構いません。

※ 指名競争入札の場合，辞退等を考慮して5社程度以上を指名するのが望ましいとされています。

<プロポーザル方式による選定の場合に必要な書類>

団体の調達ルールに則り，必要な手続きに基づき執行するとともに書類を整備してください。

<例>

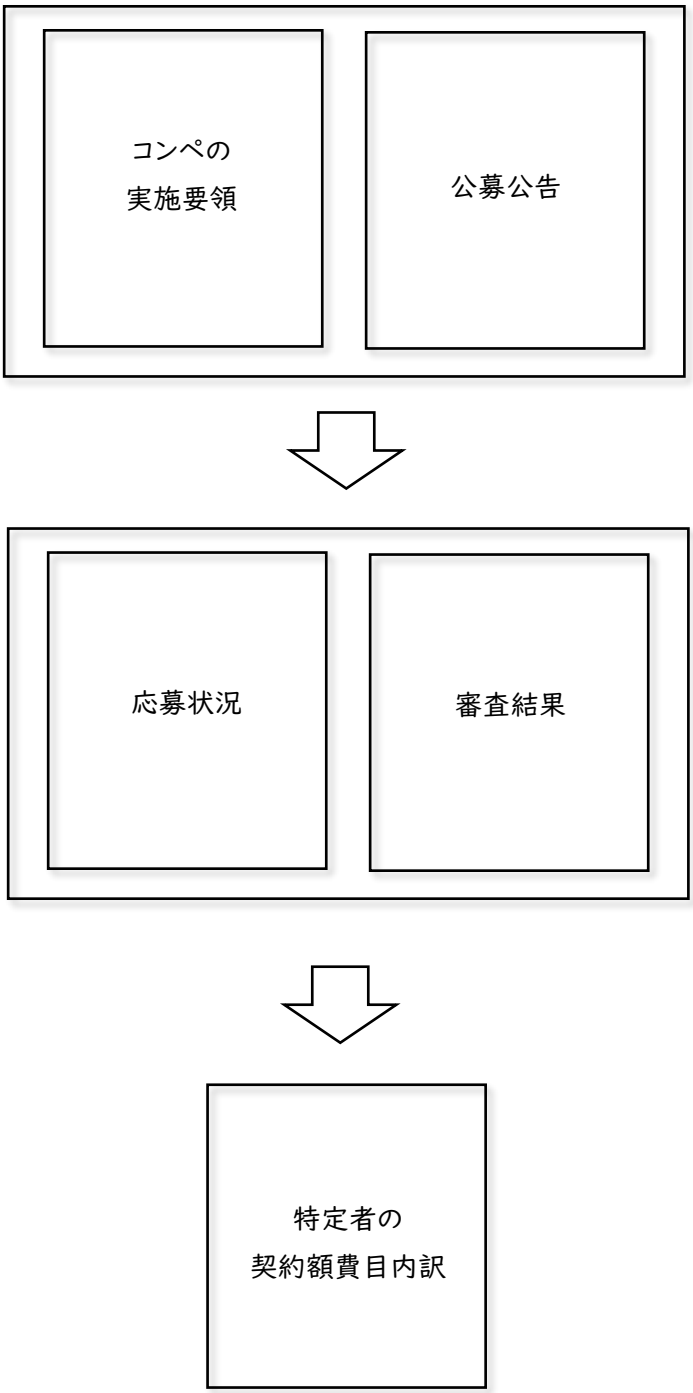

※ 指名によるコンペの場合は，指名通知

※ 指名によるコンペの場合で辞退があった場合は，辞退届

※ プロポーザル・コンペに係る一連の流れが分かる資料を添付してください。必要に応じ，調達規程等を提出してください。

※ プロポーザル・コンペを経た随意契約については，競争性が担保されているものとみなし，選定理由書（後述）の提出は不要です。

※ 実績報告の際の見積書，積算書の費目ごとの金額と，第2号様式収支予算書の費目ごとの金額のつながりが確認できるようにしてください。

3−3 競争なしでの業者選定

<選定理由書が必要な場合>

役務の調達に当たっては，競争性をもった業者選定，価格決定が必要となります。

ただし，競争的手法を取れない場合には，その客観的理由等を記載した選定理由書を協会に提出し，協会の事前了解を得られた場合，随意契約等の方法により調達先を選定することが可能になります。

※太陽光発電設備のみの調達を行う場合は，選定理由書の提出は不要です。

4.実績報告書

4－1　実績報告書の作成

補助事業者が本補助金の支払を受けるためには，補助事業の完了後，実績報告書を協会に提出し，協会から交付される補助金の額の確定通知を受ける必要があります。

補助事業者は，補助対象事業の完了時に補助事業を完了した証拠となる実績報告書を作成し，協会に提出してください。各様式は，協会ホームページ(https://www.kagoshima-env.or.jp/)よりダウンロードしてください。

1．正本書類：2部
・提出書類チェックリスト（実績報告用）
【交付要綱第12条関係】
・第12号様式実績報告書及び交付請求書
・第13号様式事業実績書
・第3号様式収支精算書
・その他

2．上記を保存したCD-R等電子媒体1枚
・各様式はWord及びExcelファイルで保存してください。

<提出書類チェックリスト（実績報告用）>
・申請書類一式は，チェックリストの順番に並べてください。

提出書類チェックリスト（実績報告用）

No.	提出書類	導入設備の種類	
		太陽光発電	太陽光発電＋蓄電池
1	提出書類チェックリスト（本紙）	○	○
2	実績報告書及び補助金交付請求書（第12号様式）	○	○
3	事業実績書（第13号様式）	○	○
4	収支精算書（第3号様式）	○	○
5	振込口座届出書（第15号様式）	○	○
6	発注書又は契約書など	○	○
7	納品書または完了届など（検収がなされているもの）（内訳書を含む）	○	○
8	支払が済んでいることを示す振込依頼書又は領収書等の写し	○	○
9	設備の保証書の写し	○	○
10	設備・工事要部写真（機器本体・銘板，施工中・施工後）注	○	○
11	完成設置場所見取図 〔住宅地図等〕	○	○
12	完成平面図〔敷地内の配置図・位置図〕	○	○
13	完成電気系統図（単線結線図など）	○	○
14	完成配線ルート図（平面図上の配線ルートに，立ち上がり・立ち下り部分の長さ，ケーブルの規格等を記載）	○	○
15	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し（第17号様式）	○	○
16	電力会社との協議内容がわかる資料（系統連携する場合）	△	△
17	リース契約に基づく実績報告の場合「リース契約書」の写しおよび「補助金貸与料金の算定根拠明細書」	△	△
18	PPA契約に基づく実績報告の場合「PPA契約書」の写し	△	△
19	自社又は資本関係にある会社から調達した報告の場合（利益等排除申告等）	△	△
20	軽微変更理由書	△	△
21	蓄電池設置（変更）届の写し（業務用蓄電池の場合）	－	△
22	太陽光発電設備の解体・撤去費用の積立計画（10kW以上の場合）	△	△
23	その他協会が必要と認める書類	△	△

○：添付が必要なもの　△：必要に応じて提出していただくもの

注：設置状況写真について

中間時の写真を2回以上，特に基礎工事を実施するものはその状況と設置作業の状況，完成時には全容の遠景，近景，銘板・型式や固有番号等がわかるものの近景と銘板等のアップ，可能な限り稼働している状況が確認できる写真を提出してください。

4−2 調達行為に係る根拠書類

契約書，注文書・請書を伴う調達においては，実績報告書の際，その内容の確認を行うため，以下の根拠書類を添付していただきます。

特に見積書は，第3号様式収支予算書と第3号様式収支精算書との比較が容易にできるよう，必要に応じ記号等を付記し，双方が紐づくようにしていただけると助かります。

●発注事業者の選定に係る経緯が確認できる資料（選定に係る資料，見積書等）

☞3−2 契約先の選定方法 参照
☞3−3 競争なしでの業者選定 参照

●契約書，又は注文書及び注文請書

・口頭発注は不可です。必ず文書でやり取りしてください。

・契約書・注文請書の日付は交付決定日以降であること。ただし，早期に着手しなければならない理由がある場合は，令和5年4月28日以降であること。

（必要な収入印紙が貼付されていることを確認してください。）

●完了届又は納品書

●検収調書

（簡便な対応として，納品書に検収したことを記載したものでも可。検収した旨の文言及びその日付の記載と，検収者名があることを確認してください。）

●領収書，振込証明等，支払いを証する書類

上記について，一連の流れが確認できるよう，事業実績の時系列順に整備してください。

4−3 領収書等支払いを証する書類

実績報告書には領収書等支払いを証する書類を添付してください。購入品の明細・金額（一括で購入した場合は，それぞれの明細・金額）が分かるものに限ります。

手形での支払いは認められません。

<補助事業に係る経費を他の経費と合算して振り込んだ場合>

他の支払い方法をとった場合を含め，内訳がわかるように補足説明を記載してください。
（振込金額の内訳：補助対象業務分〇〇円，他業務分△△円など）

<支払いの証明>

補助事業者の経理処理において通常使用している納品，検収，支払いを確認できる書類を整理するとともに，支払いを客観的に証明する根拠資料を実績報告書に添付してください。

①銀行振込（窓口振り込み）の場合

・振込金受託書・振込明細書（銀行の出納印（受領印）が付されているもの）

※上記が提出できない時は，受領先が発行した領収証

②銀行振込（電子決済）の場合

・銀行が発行した振込依頼確認通知書，振込実施報告書等

※上記が提出できない時は，引落の記録のわかる通帳の表紙及び該当ページのコピー，あるいは受領先が発行した領収証

（注）銀行に送信した振込依頼データ等は，支払の証明とはなりません。

③現金支払い

・領収書（宛先，日付，品名，金額が記載されているもの）

※ 銀行振込の場合，振込手数料を差し引いて入金することがないよう留意してください。

4−4 実績報告書の提出方法

紙媒体で2部及び電子媒体1部を提出してください。
（ファイリングは不要です。パンチ穴を開け，ダブルクリップか紐で綴じて提出してください。）

<提出期限>

以下のいずれか早い日までに提出して下さい。いずれも消印有効（消印等により，発送日を確認します。）

・事業完了した日（検収日等）から起算して30日を経過した日

・令和6年1月31日（水）

<書類の取り扱い>

原則，提出書類は返却いたしません。

取り下げや差し替えなどの場合で，当初提出いただいた書類の返却が必要な方は，差替え時にその旨をご連絡のうえ，返送用封筒を送付してください。

ご連絡のない場合は協会にて処分させていただきます。

<提出方法>

※実績報告書は，持込提出はお控え頂き，発送・到着の記録が残る宅配便又は簡易書留等の郵送によりご提出ください。郵送物の混在を防ぐため，以下のご協力をお願いいたします。

※送付の際は紙や電子媒体が破損・汚損しないように保護してください。

※宛名面に以下①②を朱書きで明記してください。

①令和5年度GX推進再エネ導入支援事業（自立・分散型エネルギー設備導入支援）実績報告書在中

②補助事業者名

【宛名面記載例】

〒891-0132
鹿児島県鹿児島市七ツ島1丁目1番地5
一般財団法人鹿児島県環境技術協会　環境企画・普及課　宛
令和5年度GX推進再エネ導入支援事業（自立・分散型エネルギー設備導入支援）
　実績報告書　在中
補助事業者名〇〇

5. 補助金の交付

5－1 補助金の額の確定

<補助金の額の確定>

協会は，補助事業者から提出された実績報告書の内容を審査し，補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは，交付すべき補助金の額の確定を行います。

確定した補助金額は交付確定通知書でお知らせします。

なお，必要に応じて補助事業者に対して補助対象経費精査のための説明資料の提出を求めることがあります。

5－2 支払

確定した補助金については，振込口座届出書で指定された口座に振り込むことにより交付します。

6. 補助金の経理処理及び現地検査，実地検査

6－1　区分経理と帳簿・根拠書類

補助金は，補助事業の実施結果に基づき交付されるもので，経費を使用する場合は経済性・効率性を十分考慮するとともに，補助事業の経理については，補助事業以外の経理と明確に区分したうえで，補助事業に係る個々の経費の使途，支出日，金額など支出の状況を明らかにする必要があります。

＜区分経理と経理帳簿（収支簿）＞

補助事業に係る経理については，以下の例のように帳簿を設けて，収支簿及び全ての証拠書類を備え，補助事業以外の経理と明確に区分してください。また，補助事業に係る個々の経費の使途，支出日，金額等その支出の状況が明らかになるようにしてください。

令和5年度〇〇事業

日付	相手先	支払・収納	内容	借方	貸方	会計処理
令和5年9月1日	〇〇株式会社	支払	〇〇事業費用として		1,080,000	銀行振込み
令和5年12月20日	◇◇株式会社	支払	◆◆費用として		2,320,000	銀行振込み
令和6年2月21日	一般財団法人鹿児島県環境技術協会	収納	令和5年度GX再エネ導入支援事業(自立・分散型エネルギー設備導入支援）補助金	4,000,000		

6－2　協会における現地検査

協会は，補助事業の実施状況を確認するため，その実施中に必要に応じて報告を求めるとともに，現地検査を実施します。現地検査の実施に当たっては協会から事前に連絡しますので，検査が円滑に進むよう御協力をお願いします。

＜証拠書類等の確認＞

・実績報告書に添付いただく経理処理関係の書類を確認します。
・実際の事業現場を確認します。
・収支簿，入金伝票，支払い決議書，見積書，契約書（注文書，注文請書），納品書・完了届，検収調書，振込依頼書，領収書等が支払ごとに整理されているか確認します。
　なお，検収調書は納品書に検収印を押印したものも可です。検収した旨の文言及びその日付の記載と検収者の氏名を記載して下さい。
・預金通帳（補助事業用），帳簿，元帳については，入金伝票，支払伝票との整合性が取れているか確認します。

6−3 証拠書類等の保管義務

補助事業に係る補助金の使途について，実地検査が行われる場合があります。なお，実績報告書及び各年度の事業報告書は，帳簿，証拠書類と共に財産処分制限期間が経過するまで，適正に整備・保管を行ってください。

6−4 導入設備の利用実績の報告義務

導入した設備のエネルギー使用量，発電電力量及び自家消費割合について，**補助対象事業が完了した年度及び翌年度**の事業実施結果を，**毎年4月30日**までに，自家消費割合計算書（第17号様式）により，鹿児島県知事に報告してください。

1．提出書類

・自家消費割合計算書（第17号様式）
・電気使用量が分かる書類
・発電量が分かる書類
・自家消費量が分かる書類

2．提出先

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県 商工労働水産部 エネルギー対策課 宛

宛名面に以下を明記してください。
令和5年度GX推進再エネ導入支援事業
（自立・分散型エネルギー設備導入支援）自家消費割合計算書在中 と朱書きしてください

7.財産処分の手続き

7−1 処分を制限された取得財産等の処分

1.補助金の交付を受けた方が,「処分を制限された取得財産等」(取得価格が単価50万円以上の設備)を処分(本補助金の事業の目的に反し,使用,譲渡,交換,貸付,廃棄,担保に供すること)することは財産処分に該当します。

2.補助金の交付を受けた方が,「財産処分制限期間」内にやむを得ず「処分を制限された取得財産等」を処分しようとするときは,あらかじめ「財産処分承認申請書」(交付要綱第16号様式)を協会(令和6年3月16日以降は鹿児島県。以下同じ。)に提出して承認を得ることが必要です。

〈参考〉財産処分制限期間

財産の種類	期　間
太陽光発電	17年
蓄電池	6年

3.協会が,処分を制限された取得財産等の処分を承認する場合においても,処分の目的,事由によっては,期限を付して補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

4.協会の承認を得ずに,処分を制限された取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は,協会は補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

5.次の(1)～(4)の処分は,協会が提出された財産処分承認申請書や添付書類などを確認し,補助金の返還を不要と認めることがあります。

(1) 処分を制限された取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由による処分。(天災又は過失のない事故等により処分を制限された取得財産等が使用不可能となり廃棄処分をする場合。)

(2) 建築物等に設備が設置された場合における,当該建築物等の譲渡と併せて行われる当該設備の譲渡。

(3) 申請者が所有していない土地に設備が設置される場合において,当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該設備の処分であって,処分後も引き続き当該設備が本補助目的の達成を図るために利用されるものとして協会が認めるもの。

(4) その他協会が設備の普及の促進に特に必要と認める処分。

7−2 処分をする場合の手続きと注意事項

1.手続きについて

補助金の交付を受けた方が,やむを得ず「処分を制限された取得財産等」を処分しようとする場合には,事前に協会に「財産処分承認申請書」(第16号様式)を提出しなくてはなりません。

2. 協会は,「財産処分承認申請書」を受けて処分内容を判断し,承認する場合には,その旨を通知します。この場合,処分の目的,事由によっては,期限を付して補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
※協会からの財産処分承認通知前に「処分を制限された取得財産等」を処分してはなりません。

3. 注意事項

（1） 補助金の扱い

・保有期間や処分の事由等によって,協会が指示する金額の補助金を指定する期限までに返還しなければなりません。なお,期限までに返還しない場合は,返還期日から返還日までの日数に応じ,年利10.95%で計算した延滞金が発生します。

・取得財産等を処分することによって収入があると協会が判断する場合は,その収入の全部又は一部の納付を求めることがあります。

・補助金の返還の有無や返還額は,処分の目的,事由,提出された財産処分承認申請書等の内容に基づき協会で決定します。

（2） 協会の承認を得ずに,処分を制限されている取得財産等を処分した場合

・処分制限期間内に処分したことが判明した場合は,交付された補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

・上記の場合は,補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じて加算金（年10.95%で計算した加算金）の納付も併せて求めることがあります。

7−3 取得財産等の譲渡

有償譲渡,無償譲渡を問わず,財産処分として,処分前に協会に「財産処分承認申請書」の提出が必要です。協会からの財産処分承認通知前に譲渡してはなりません。譲渡後の取得財産等の利用状況等によっては,補助金申請者に交付済みの補助金の全部又は一部の返還義務が発生することがあります。

7−4 取得財産等の廃棄

廃棄するときには,財産処分として,処分前に協会に「財産処分承認申請書」の提出が必要です。協会からの財産処分承認通知前に廃棄してはなりません。廃棄の場合,原則,交付済み補助金の全部又は一部の返還義務が発生します。ただし,天災又は過失のない事故等により取得財産等が使用不能となり,やむを得ず廃棄処分する場合は,被災（罹災）証明書若しくは事故等の過失が補助金の交付を受けた方にないことが分かる証明書など（写し）の提出,及び廃棄後の産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票,写し）の提出を受けて協会が認める場合は,補助金の返還義務が生じないことがあります。

7−5 取得財産等の移設

取得財産等の移設（設置場所の変更）をするときには,原則,財産処分として,移設前に協会に「財産処分承認申請書」の提出が必要です。協会からの財産処分承認通知前に移設してはなりません。 移設の場合,移設前と同様の使用条件で使用し続ける場合であって,協会が認める場は補助金の返還義務が生じないことがあります。

8.参考資料

8－1 日本標準産業分類 中分類コード

農業，林業

01　農業
02　林業

漁業

03　漁業（水産養殖業を除く）
04　水産養殖業

鉱業，採石業，砂利採取業

05　鉱業，採石業，砂利採取業

建設業

06　総合工事業
07　職別工事業(設備工事業を除く)
08　設備工事業

製造業

09　食料品製造業
10　飲料・たばこ・飼料製造業
11　繊維工業
12　木材・木製品製造業（家具を除く）
13　家具・装備品製造業
14　パルプ・紙・紙加工品製造業
15　印刷・同関連業
16　化学工業
17　石油製品・石炭製品製造業
18　プラスチック製品製造業（別掲を除く）
19　ゴム製品製造業
20　なめし革・同製品・毛皮製造業
21　窯業・土石製品製造業
22　鉄鋼業
23　非鉄金属製造業
24　金属製品製造業

25　はん用機械器具製造業
26　生産用機械器具製造業
27　業務用機械器具製造業
28　電子部品・デバイス・電子回路製造業
29　電気機械器具製造業
30　情報通信機械器具製造業
31　輸送用機械器具製造業
32　その他の製造業

電気・ガス・熱供給・水道業

33　電気業
34　ガス業
35　熱供給業
36　水道業

情報通信業

37　通信業
38　放送業
39　情報サービス業
40　インターネット附随サービス業
41　映像・音声・文字情報制作業

運輸業，郵便業

42　鉄道業
43　道路旅客運送業
44　道路貨物運送業
45　水運業
46　航空運輸業
47　倉庫業
48　運輸に附帯するサービス業
49　郵便業（信書便事業を含む）

卸売業，小売業

50　各種商品卸売業
51　繊維・衣服等卸売業
52　飲食料品卸売業

53　建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
54　機械器具卸売業
55　その他の卸売業
56　各種商品小売業
57　織物・衣服・身の回り品小売業
58　飲食料品小売業
59　機械器具小売業
60　その他の小売業
61　無店舗小売業

金融業，保険業

62　銀行業
63　協同組織金融業
64　貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関
65　金融商品取引業，商品先物取引業
66　補助的金融業等
67　保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）

不動産業，物品賃貸業

68　不動産取引業
69　不動産賃貸業・管理業
70　物品賃貸業

学術研究，専門・技術サービス業

71　学術・開発研究機関
72　専門サービス業（他に分類されないもの）
73　広告業
74　技術サービス業（他に分類されないもの）

宿泊業，飲食サービス業

75　宿泊業
76　飲食店
77　持ち帰り・配達飲食サービス業

生活関連サービス業，娯楽業

78　洗濯・理容・美容・浴場業
79　その他の生活関連サービス業
80　娯楽業

教育，学習支援業

81　学校教育
82　その他の教育，学習支援業

医療，福祉

83　医療業
84　保健衛生
85　社会保険・社会福祉・介護事業

複合サービス事業

86　郵便局
87　協同組合（他に分類されないもの）

サービス業（他に分類されないもの）

88　廃棄物処理業
89　自動車整備業
90　機械等修理業（別掲を除く）
91　職業紹介・労働者派遣業
92　その他の事業サービス業
93　政治・経済・文化団体
94　宗教
95　その他のサービス業
96　外国公務

公務（他に分類されるものを除く）

97　国家公務
98　地方公務

分類不能の産業

99　分類不能の産業

改訂履歴

令和5年6月1日 第1版発行

令和5年12月1日 p4の3（1）公募期間 、p15の1－3補助事業の開始、p19の2.提出形式<提出期限>の受付期間を修正。

令和５年度 GX 推進再エネ導入支援事業

（自立・分散型エネルギー設備導入支援）

≪ 補助事業の手引き ≫

令和5年12月1日 第2版

一般財団法人鹿児島県環境技術協会